報 道 資 料

平成26年 8月28日 奈良市消防局総務課 (Tel O 7 42-35-1199)

職員の懲戒処分等について

このことについて、下記のとおり処分等の発令をした。

記

所属·階級	年齢	処分年月日	処分内容	処分理由	適用法令
北消防署	38	H26. 8. 28	減給 10分の1 2月	勤務時間中に他署 職員への暴力行為 を起こし職場を混 乱させた	地方公務員法 第29条第1項第 1号及び第3号
北消防署署長消防吏員	5 8	H26. 8. 28	厳重注意 (文書)	上記 処 分に ついて、上司としての 管理監督責任を問う	
北消防署副署長消防吏員	5 7	H26. 8. 28	厳重注意 (文書)	上 記 処 分 に つ い て、上司としての 管理監督責任を問 う	
北消防署中隊長消防吏員	56	H26. 8. 28	訓告	上 記 処 分 に つ い て、上司としての 管理監督責任を問 う	
西消防署 富雄分署 消防吏員	3 0	H26. 8. 28	厳重注意(口頭)	勤務時間中に他署 職員に私用メール を送信したことが 暴力行為を発生させる原因となり、 職場を混乱させた	